

# 大洗町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2024

## 1 目的

大洗町耐震改修促進計画に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、大洗町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、大洗町耐震改修促進計画「第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づき策定します。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況についてはHPにて公表します。

## 3 取組内容・目標・実績

令和6年（2024年）度の取組		令和6年（2024年）度取組目標
<p><b>計画</b></p> <p>【財政的支援】</p> <p><b>1 木造住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施します</b></p> <p><b>2 木造住宅の耐震設計及び耐震改修費に対する一部補助を実施します</b></p> <p>【普及啓発等】</p> <p><b>1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>啓発用のチラシを回覧し耐震化を促します</li></ul> <p><b>2 耐震診断実施者に対する耐震化促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断結果報告時に必要がある方へ耐震化を促します</li><li>耐震診断後、必要がある方へ一定期間経過しても耐震改修を実施していない場合に、チラシ等により耐震化を促します</li></ul> <p><b>3 改修事業者の技術力向上等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>茨城県が実施する改修事業者の技術力向上に係る説明会の開催を案内します</li><li>茨城県が作成する耐震改修事業者リストを公表します</li></ul> <p><b>4 町民への周知普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>広報誌及びHP等を通じて耐震化の必要性を周知します</li><li>より多くの町民に情報が届くよう、分かりやすいチラシ等の作成やSNSを活用します</li><li>町有施設等にポスター及びチラシを展示し、耐震化の必要性や補助制度の周知を行い利用を促します</li></ul>		耐震診断費補助戸数 3戸 耐震設計及び耐震改修費補助戸数 1戸 (総合支援メニュー)
<p>前年度までの実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年（2023年）度 耐震診断補助戸数 2戸</li><li>令和4年（2022年）度 耐震診断補助戸数 3戸</li><li>令和3年（2021年）度 耐震診断補助戸数 3戸</li><li>令和2年（2020年）度 耐震診断費補助戸数 3戸</li><li>令和元年（2019年）度 耐震診断費補助戸数 2戸</li></ul>		

前年度（令和5年）の取組		課題
<p><b>自己評価</b></p> <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>木造住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施（2件）</li><li>耐震設計及び耐震改修を併せた補助制度を実施しましたが、申請が無く未実施でした</li></ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>広報誌及び週報への掲載（広報5・8月、週報4・9月）</li><li>町内会でチラシを回覧（5・8月）</li><li>HPへのチラシの掲載（5月～9月）</li><li>町有施設にポスター及びチラシを展示（7月～9月）</li><li>過去に耐震診断を実施した住宅所有者へチラシを配布（5月）</li><li>町内放送（8月下旬～9月上旬・昼晩2回）</li><li>HPで県が実施する茨城県木造住宅耐震診断士養成会を案内</li></ul>		今後も耐震化事業の推進に向け、耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要があります
<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>町内会と連携した普及啓発や、より多くの町民に情報が届くよう、分かりやすいチラシ等の作成やSNSを活用するなど、積極的に補助制度の周知を行い利用を促す必要があります。</li></ul>		